

○社会福祉法人石岡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

平成 17 年 12 月 1 日

規程第 29 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人石岡市社会福祉協議会が開設する石岡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う、指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所は、利用者が要介護者状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとする。

2 事業所は、石岡市及び他市区町村から要介護認定のための訪問調査の委託を受けた場合には、公平かつ中立の立場で適切な調査を行うものとする。

3 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境ならびに意向等を勘案し、利用者に対し適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう指定サービス事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。なお、利用者が介護保険施設等への入所を要するような場合は、介護保険施設への紹介その他必要な便宜の提供を行う。

4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった協力及び支援を行い、要介護者に提供されるサービスの種類やサービス提供事業者が不当に偏ることがないように、公正中立な態度で業務を進めるものとする。

5 事業者は、事業の運営にあたっては、関係市町村ならびに在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービス提供機関、介護保険施設等と密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人石岡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 石岡市大砂 10527-6 (ふれあいの里石岡ひまわりの館内)

(職員の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤の兼務者)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 4 名(常勤:2 名、常勤の兼務者:1 名、非常勤・1 名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1 名(常勤の兼務者)
事務職員は、主に会計事務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休みとする
なお、休日であっても利用者からの要請に応じて業務を行うことが可能である
- (2) 営業時間 原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、営業時

間外でも電話等により連絡可能な体制をとる

(事業の提供方法・内容・利用料)

第6条 事業の提供方法・内容・利用料は、次のとおりとする。

(1) 事業の提供方法及び内容

ア 利用者又はその家族から相談を受ける場所は、利用者宅又は当事業所の相談室とし、関係行政機関及び利用を要望するサービス事業所、必要に応じ介護保険施設等への調整・紹介をする

イ 居宅サービス計画作成時使用する課題分析票は、MD S-HC方式又は全社協版等を使用するものとする。利用者の希望により居宅サービス計画を作成し、家族・本人に提示・説明及び関係書類の提出をする

ウ サービス担当者会議の開催場所は原則利用者宅とする

エ 介護支援専門員の利用者居宅訪問の頻度は最低月1回とする。ただし、利用者の要請又は必要が生じた場合はその都度訪問し、居宅サービスの実施状況等の確認を行う

オ 指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者や、その他関係者・施設等との連絡・調整・便宜供与を行う

カ 利用者が介護保険施設等に入所を要する場合は希望する施設等への連絡、調整、その他便宜供与を行う

(2) 利用料

ア 厚生労働大臣が定める基準による。ただし、法定代理受理サービスであるときは、利用料は徴収しない

イ 厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見易い場所に提示するとともに、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする

ウ 交通費については、通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、1キロメートル当たり20円を徴収する。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない

(訪問調査の受託)

第7条 事業所は、石岡市及び他市区町村から委託を受けて要介護認定のための訪問調査を行うことができるものとする。

2 事業所は、訪問調査を介護支援専門員に行わせるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、石岡市内とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(緊急時における対処方法)

第10条 介護支援専門員は、事業を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所に従事する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 業務上知り得た利用者及びその家族等の状況を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。
- (2) 管理者の職務上の指示には忠実に従うものとする。
- (3) 事業の趣旨を理解し、利用者の立場に立った親身なサービス提供に努める。
- (4) 居宅サービス計画に基づきサービスの質の評価を常に行い、適切なサービスを提供するものとする
- (5) 正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んではならない。
- (6) 居宅サービス計画作成は、あらかじめ利用者及びその家族の希望するサービス内容等を十分考慮作成し、且つサービス内容・利用料金等を説明した後、サービス提供に努めるものとする。

2 前項の他、就業に関する事項は石岡市社会福祉協議会職員就業規程による。

(委任)

第12条 本規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は本事業所の管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月3日から施行する。